第三十九条	審理員	法務大臣
第五十条第一項	裁決は	入管法第五十五条の七十六第三項において準用する入管法第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知は
	審査庁	法務大臣
	裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

第五章　難民の認定等

附則第六条中「第六条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「若しくは第九十八条の十一又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条第三項」を「又は第九十八条の十一」に改める。

（物品管理法施行令の一部改正）

第三条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第六十一条の七第四項」を「第五十五条の二十八第二項若しくは第五十五条の二十九第四項」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「及び第四十九条第一項」を「、第四十九条第一項、第五十五条の六十八第一項、第五十五条の七十三第一項、第五十五条の七十四第一項、第五十五条の七十六第一項、第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項及び第五十五条の七十九第一項」に、「及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を「、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項」に、「及び第二十六条第二項並びに第四十七条第五項」を「、第二十六条第二項、第四十四条の二第七項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）及び第五十二条第十一項の規定、第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「及び第五十条第三項」を「、第五十条第七項及び第十項、第五十二条の二第六項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）並びに第五十四条第三項の規定」に、「第五十五条の三第二項、第六十一条の二の二第三項」を「第五十五条の十八第一項の規定、第五十五条の七十二第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文並びに第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）の規定、第五十五条の七十三第三項において準用する同法第四十六条第一項本文、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）及び第六十四条第一項から第三項までの規定並びに第五十五条の七十五第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条の七十六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の八十五第二項、第六十一条の二の二第二項」に、「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項の規定」に改め、同表刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削る。

（法務省組織令の一部改正）

第五条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第四号中「及び第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「仮滞在の許可」の下に「及び入管法第六十一条の二の五第一項の規定による在留資格の取得の許可」を加える。

第七十六条中第二十八号を第三十号とし、第二十二号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二　入国者収容所等（入管法第二条第十六号に規定する入国者収容所等をいう。次号及び第八十条第三号において同じ。）の実地監査に関すること。

二十三　入国者収容所等に収容中の者の処遇に関する不服申立てに関すること。

第七十九条第一号中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の八十四第二項」に改め、同条中第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　入管法第五十二条第五項の規定による決定に関すること。

第七十九条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「被収容者の」を「入管法第五十二条第十項の規定による放免及び入管法第五十四条第二項の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　入管法第五十二条第十二項の規定による命令に関すること。

六　入管法第五十五条の二第一項の規定による退去の命令に関すること。

第七十九条第二号の次に次の一号を加える。

三　入管法第四十四条の二第一項及び第六項並びに第五十二条の二第一項及び第五項の規定による監理措置決定に関すること。

第八十条第二号中「こと」の下に「（審判課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号の規定の適用については、改正法の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧入管法」という。）第五十四条第二項の規定により仮放免されている者又は改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に係る同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧入管法第五十五条第三項の規定による没取金は、同号に掲げる徴収金とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一